

令和6年度第2回地域密着型サービス運営委員会 報告書

日 時：令和6年12月18日（水）18時00分～

場 所：米子市役所本庁舎2階201会議室

出席者：委員（8名）※敬称略

遠藤太一（委員長）、高野和男（副委員長）、土井教子、清水典子、吉田みつ、田村篤人、長岡文代、辻谷由美

事務局（4名）

足立長寿社会課長、広戸介護保険第二担当課長補佐、前島介護保険第二担当係長
秦介護保険第二担当主任

傍聴者：0名

議事内容

（1）米子市地域密着型サービス運営委員会設置要綱改正（案）について

【米子市からの説明】

米子市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第2条に「居宅介護支援事業所が行う介護予防支援」に関することを追加することと、同要綱第5条に「書面による開催」に関することを追加する改正案を説明。また、感染症対策等によりウェブでのオンライン開催を行うことについて、必要であれば対応を検討する旨説明。

【ウェブでのオンライン開催について】

（委員）

ウェブで会議を行う可能性もあるのなら、この要綱改正にあわせてそのことについても明記したらどうか。

（米子市）

検討させていただく。

【第2条のサービス種類について】

（委員）

第2項について、「居宅介護支援事業所が行う介護予防支援」に関することを追加するとして、それでサービス種類の漏れはないか。地域密着型サービスにも多くのサービスがあるが、今回この介護予防支援だけ特段追加するのはどういった意味になるのか。

（米子市）

介護保険制度上、介護予防支援は地域密着型サービスではないので、別記する必要があった。これまでの本委員会で扱ってきたグループホームや小規模多機能といったサービスは地域密着型サービスの枠の中に含まれており漏れはない。

【第2条を改正する時期について】

(委員)

「居宅介護支援事業所が行う介護予防支援」に関することは前回の委員会で既に意見聴取を行っていると思うが、その時点で追加されているべきではなかったか。

(米子市)

令和6年4月の制度改正を受け、市の方針を前回の委員会で審議した上で、事業所の指定についてご意見を頂戴したが、その時点で要綱の改正についても検討すべきであった。

【第2条を追加する妥当性について】

(委員)

地域密着型サービスではない介護予防支援のサービスについて、本委員会で扱うことが適当なのか。

(米子市)

前回の委員会でご説明させていただいたとおり、地域住民等のご意見を聴き、運営に反映させることを大きな目的としたときに、サービスの種類は違えど、本委員会での運用が最もふさわしいと判断した。

(委員)

とすると、第1条の記載も、地域密着型サービス「等」と加えたらどうか。

(米子市)

検討させていただく。

【第2条の事業所の運営評価について】

(委員)

運営評価等とあるが、事業所に詳しくない者としては、どう評価したら良いか困ってしまう。

(委員)

最終的な評価は保険者が行うものであり、その評価が適正に行われるために、意見を求めているものだと思う。

(米子市)

今まで事業所の評価を求めるといった議題はあまりなかった。必要に応じて、そうした場面も想定される。

(委員)

専門的な意見というより、市民住民としての意見が大切だと思う。そういった目線で考えれば良いと思う。

(委員)

なにか不祥事などがあつたときに、この委員会で意見を求められることは考えられるのでは。そうした際に、事業所の開設に関与したとして、委員への責任も問われるのか。

(米子市)

あくまで指定権者は米子市であり、委員にその責任はない。

【第5条の会議の成立について】

(委員)

会議の成立には過半数の出席が必要だが、委任状で対応することは可能か。

(米子市)

委任状での対応も可能。

議事内容

(2) 介護予防支援の指定希望事業者について

【米子市からの説明】

事業者調書をもとに従業者数、利用者数等を説明。

すでに地域包括支援センターから委託で介護予防支援を実施しており知識経験を保有していること、介護予防支援の指定要件には不備等はないことを説明。

【地域包括支援センターからの委託で担当している利用者について】

(委員)

現在1名の利用者を地域包括支援センターから委託で受けているが、指定を受けた後はどうなるのか。

(米子市)

委託の制度も引き続き残るので、指定をした後は委託でも直接担当でもどちらでも可能となり、利用者ごとに選択することになる。

【事業所が得る介護報酬について】

(委員)

包括支援センターからの委託で行うより、直接実施する方が事業所として高い報酬になるのか。

(米子市)

そのとおり。

【利用者負担について】

(委員)

ケアプラン作成料の利用者の負担の影響は。

(米子市)

ケアプラン作成に係る費用はもともと全額保険給付で賄われており、利用者は負担がない。今回の制度改正でもそれは変わらない。

【人員配置について】

(委員)

この事業者は小規模多機能型サービスも運営していると思うが、職員は3名でなく、もっと多いのでは。

(米子市)

事業者は小規模多機能型サービスも別で運営している。人員配置はサービスごとに定めることになるので、今回の介護予防支援のサービスとしては3名体制で間違いない。

【契約書類等について】

(委員)

利用者は契約書や重要事項説明書などサービスの開始前に、多くの書類手続きがあるが、今回の変更でそこはなにか変化はあるか。

(米子市)

利用者が行う契約等の事務量は変わりはない。

【担当者数について】

(委員)

従業者3名に対して、現在の利用者が48名程度というのは、若干量が少ないように思うが、いかがか。

(米子市)

ケアマネ一人あたり45件以上から報酬減算となる現在の基準からすると、少なめの件数ではある。その分現在の利用者に一人一人に丁寧に対応できるという側面もあるかと思う。

(委員)

単純比較はできないが、包括支援センターはケアマネ一人で40件、50件を担当している現状もあるので、包括支援センターの負担軽減の観点からも、指定された際にはぜひ頑張って増やしてもらいたい。

(米子市)

そのように事業者申し伝える。

【高齢者に関する相談先】

(委員)

民生委員をしているが、今まで高齢者の困りごとは包括支援センターへ繋いでいた。こういった事業所の情報はなかなか普段伝わってこないが、今後の相談先はどうしたら良いか。

(米子市)

市内のケアマネジャー事業所、高齢者施設の一覧は米子市ホームページ公開している。民生委員へ個別の案内まではしていない。

(委員)

仮に包括支援センターに相談すると、包括が契約行うことになってしまうのか。

(米子市)

包括支援センターがそのまま受けるか、場合によって介護予防支援の指定のある事業者へ繋いでその事業所と契約するなど、話し合い次第で様々な対応は可能。

(委員)

包括支援センターが相談を受けたら、利用者ごとに最適な形を判断されるので、市民の相談先としては、これまでどおり、包括支援センターへ繋ぐという考え方が良いと思う。

(米子市)

そのとおり。

【事業所の評価について】

(委員)

事業者の質、運営を評価するためには、この情報だけでは判断材料が少ない。例えば、これまでこの事業者を米子市がどう評価したのか、といったようなものはあるか。

(米子市)

市の持ち得る情報としては、毎年実施しているケアプラン点検や、運営指導の結果といったものが考えられる。

(委員)

今回の事業者はその結果が問題ないから、ここに上がって来ているという理解でよろしいか。

(米子市)

指定に必要な法令基準を満たしていれば、評価がどうであれ、市は指定をしないということはない。ただし、なにか懸念点がある時には、質の確保のために、本委員会で様々なご意見を伺い、運営に反映させることが重要となる。

少なくとも、今回の事業者について、なにか特筆する懸念点はない。

(委員)

指定に向かう判断や評価は米子市がすることではあるが、意見を求める際に、やはりもう少し、事業者の実績や経営状況などの情報は必要かと思われる。

特に指定後すぐに閉鎖になるなどのことはよろしくないので、経営の見通しなどの資料は必要ではないか。

(米子市)

検討させていただく。

【事業所が閉鎖する際への利用者への対応】

(委員)

仮に事業所が閉鎖になる際に、利用者は大丈夫か、引継ぎはうまくできるのか。

(米子市)

市としても、そういった際には、利用者への処遇を第一に、急ぎ対応するように指導等を行う。

(委員)

例えば、包括支援センターも実際にもともと11箇所あったものが現在7箇所となっている。事業所がいつか閉鎖になることはあり得る。その時に全ての利用者になにも問題がないということはないと思う。ただし、市としてできることも限られると思うので、包括支援センターが中心になって動くと思う。

(米子市)

包括支援センターについては、なにかあったとしても空白エリアを生じさせることはできないので、その他の包括支援センターと市とで対応を検討していくことになる。また、現在包括支援センターの再編に着手しており、11箇所を目指しているところ。

(委員)

その11包括支援センターごとに地域ケア会議が設置されるのか。会議が増えると医師の方からの参加に負担があると思われる。

(米子市)

地域ケア会議はもとともと11の日常生活圏域ごとに行われており、その点については影響はない。

議事内容

(3) その他について

【米子市からの説明】

今後の本委員会の開催時期を固定化することを説明。

【想定外のスケジュール変更について】

(委員)

時期を決めるとして、大雪などの想定外のスケジュール変更などの対応はいかに。

(米子市)

日程の再調整した結果、予定月に開催できない場合も想定される。事業者との申請手続きの進捗などによっても開催月が前後することも考えられ、あくまで目安としてご理解いただきたい。いずれにしても開催に関するご連絡はなるべく早く円滑に行うように努める。